

坂井市体育施設 指定管理者の候補者審査委員会 選定結果

1 募集施設

施設名	指定期間	募集区分	募集方法
<p>三国運動公園 (健康管理センター、人工芝グラウンド、陸上競技場、野球場、テニス場、ゲートボール場)</p> <p>江留上公園 (グラウンド)</p> <p>東十郷中央公園 (グラウンド、テニス場、ゲートボール場)</p> <p>丸岡運動公園 (グラウンド、テニス場、多目的屋内スポーツセンター)</p> <p>霞ヶ城公園 (屋内球技練習場)</p> <p>丸岡情報団地公園 (テニス場)</p> <p>三国体育館</p> <p>三国グラウンド</p> <p>三国艇庫</p> <p>春江体育館</p> <p>春江 B&G 海洋センター (体育館、プール、ゲートボール場)</p> <p>春江テニス場</p> <p>春江北グラウンド</p> <p>春江東グラウンド</p> <p>坂井体育館</p> <p>坂井グラウンド</p> <p>坂井武道館</p> <p>坂井屋内スポーツセンター</p> <p>丸岡体育館</p> <p>丸岡今福体育館</p> <p>坂井市丸岡スポーツランド (サッカー場、人工芝グラウンド、</p>	<p>令和 6年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで</p>	<p>一括</p>	<p>非公募</p>

合宿所、ゲートボール場、クラブハウス) 丸岡武道館 鳴鹿テニス場 丸岡ゲートボール場			
---	--	--	--

2 申請者

申請者	所在地
公益財団法人 坂井市スポーツ協会	坂井市坂井町下新庄第19号7番地1

3 教育委員会候補者審査委員会

1) 教育委員会候補者審査委員会の組織 委員3名

2) 教育委員会候補者審査委員会開催状況

【第1回】令和5年11月6日(月)午後1時30分

- ・委員の委嘱
- ・委員長の選出
- ・候補者選定に係る審査マニュアルの説明
- ・配付資料の説明
- ・申請者に対するヒアリング(質疑応答)の実施
- ・各委員による審査及び審査結果の取りまとめ
- ・指定管理者候補者の選定

4 基準価格等

基準価格等 ※			類似施設運営実績の有無
基準価格 ①	提案価格 ②	提案率 (②/①)	
750,000	750,000	100.0%	有

※「基準価格等」は、指定期間全体の数値を計上。単位は、千円。

5 審査方法

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した。

6 選定方法

内容審査の結果、申請者を指定管理者の候補者として選定した。

7 選定結果

1) 選定理由

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した結果、公益財団法人坂井市スポーツ協会については、当該施設の設置目的を十分に理解した上で、キッズから高齢者まで誰もが参加できる教室の展開や、利用者の利便性の向上を図る独自の予約システムやキャッシュレス決済の導入、広報媒体を活用した事業周知等、優れた提案があった。

よって、過去15年に渡って当該施設に係る管理運営の実績を有し、引き続き当該施設を適正かつ効果的に管理運営する能力を有していると判断できるため、公益財団法人坂井市スポーツ協会を指定管理者の候補者として選定した。

2) 選定項目に係る判定結果

選定項目	判定
(条例第4条第1号) 事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであるか	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第2号) 事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第3号) 指定管理者が計画書に沿って管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第4号) その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)

※ 条例：坂井市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例